平成２６年（フ）第２９７号
静岡県袋井市葵町３丁目５番地の20
債務者　黒田　恭弘
1　決定年月日時　平成26年11月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石川　雅大
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年１月27日午後２時
5　免責意見申述期間　平成27年１月27日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２６年（フ）第１０１号
岐阜県不破郡垂井町東神田２丁目57番地　プリシェール東神田Ａ101号
債務者　西脇　英一
1　決定年月日時　平成26年11月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　島田　貴士
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年２月４日午前11時
5　免責意見申述期間　平成27年１月28日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２６年（フ）第９４号
長崎県諫早市森山町慶師野1985番地４　川西籠住宅籠棟３号、前住所長崎県諫早市平山町366番地36　メゾン・ラ・パトリアＧ101号
債務者　国本　寿稔
1　決定年月日時　平成26年11月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　牟田　伊宏
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年２月４日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成27年１月28日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２６年（フ）第３１９号
金沢市普正寺町４の26番地20、従前の住所金沢市普正寺町４の26番地55
債務者　松栄　寿直
1　決定年月日時　平成26年11月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　樋詰　哲朗
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年２月６日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成27年１月30日まで
金沢地方裁判所

平成２６年（フ）第１０６２号
埼玉県戸田市下前１丁目10番４―610号
債務者　本山美恵子
1　決定年月日時　平成26年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　武藤　　進
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年２月16日午前11時15分
5　免責意見申述期間　平成27年２月２日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第３９号
京都府福知山市昭和町７番地
債務者　大槻　浩二
1　決定年月日時　平成26年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　綿島　浩一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年２月19日午後２時
5　免責意見申述期間　平成27年２月５日まで
京都地方裁判所福知山支部破産係

平成２６年（フ）第１８４９号
札幌市白石区東札幌４条２丁目１番23号
債務者　中野　卦子
1　決定年月日時　平成26年11月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　杉本　博丈
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年２月17日午前11時
5　免責意見申述期間　平成27年２月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１６４号
長野市大字東和田758番地39　アーバンハウス東和田206・207、住民票上の住所長野市大字鶴賀東鶴賀町1547番地25　コーポ荒井201
債務者　村石　芳久
1　決定年月日時　平成26年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤原　寛史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年２月19日午前10時
5　免責意見申述期間　平成27年２月12日まで
長野地方裁判所民事部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２６年（フ）第７５９号
大阪市住吉区千躰１丁目３番８―303号
債務者　原田　　誠
1　決定年月日時　平成26年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３９６０号
大阪府枚方市釈尊寺町26番37―501号
債務者　堀井　郁子
1　決定年月日時　平成26年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４１０９号
大阪市住之江区南港中５丁目３番42―506号
債務者　藤井　朋子
1　決定年月日時　平成26年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４１４８号
大阪市淀川区加島１丁目２番２―908号、事業所所在地大阪市淀川区東三国２―24―２
債務者　サランチェこと　金　　広美
1　決定年月日時　平成26年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４１７６号
大阪市城東区森之宮２丁目７番1412号
債務者　前川　　清
1　決定年月日時　平成26年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４２５１号
大阪府八尾市北久宝寺１丁目３番10号
債務者　竹林智津子
1　決定年月日時　平成26年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４５２６号
大阪市東住吉区矢田１丁目27番２―206号
債務者　田中めぐみ
1　決定年月日時　平成26年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４５４９号
大阪市淀川区十三本町３丁目４番24―1206号
債務者　焼トリ一番下新庄店こと　細谷　英登
1　決定年月日時　平成26年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４５９４号
大阪市大正区平尾５―９―９―902号、住民票上の住所兵庫県尼崎市西川２丁目39番１―405号
債務者　大岡　千代
1　決定年月日時　平成26年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部